

様式第 5 号 (第 5 条関係)

令和 7 年 4 月 16 日

愛西市議会議長

近藤 武 様

愛西市議会議員 佐藤 旭浩

6 年度政務活動費収支報告書

愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条第 1 項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 収 入	195,000 円
	(政務活動費 195,000 円)
	(利 息 0 円)
2 支 出	59,340 円

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費	55,440	
研 修 費	3,900	
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
合 計	59,340	

3 残 余 金 135,660 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



様式第 6 号 (第 5 条関係)

6 年度 政務活動費項目別支出内訳書

愛西市議会議員

佐藤旭浩

(単位 円)

	領収書番号	内容	支出額
調査研究費	2	大分県豊後高田市 先進地調査交通費	23,740
	3	大分県豊後高田市 先進地調査交通費	5,500
	4	大分県豊後高田市 先進地調査宿泊費	4,950
	5	長野県茅野市先進地調査宿泊費	7,690
	6	長野県茅野市先進地調査交通費	13,560
	小計		55,440
研修費	1	令和 6 年度市町村議会議員研修「3 日間コース」 第 1 回「新人議員のための地方自治の基本」 研修費	3,900
	小計		3,900
広聴費			
	小計		
要請・陳情活動費			
	小計		
会議費			
	小計		
資料作成費			
	小計		
資料購入費			
	小計		
支出額計			59,340
収入額計			195,000
残余金			135,660

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

[illegible]

領収書金額内訳 詳細

全国研第 95 号
令和6年3月25日

愛知県 愛西市議会議員様

公益財団法人全国市町村
全国市町村国際文化研
学長 荻澤
滋賀県大津市唐崎二丁目13
登録番号 T6040005002305

研修受講決定兼請求書

先にお申込みいただきました貴所属議員の研修受講について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。
つきましては、以下の事項にご留意のうえ、所要の事務手続等についてよろしくお願い致します。

氏名	佐藤 旭浩
コース名	令和6年度市町村議会議員研修 [3日間コース] 第1回「新人議員のための地方自治の基本」
研修期間	令和6年5月8日 (水) ~ 5月10日 (金)

1 研修受講に要する経費の納入について
下記金額を、指定期間内に指定口座に振り込んでください。

- (1) 納入金額: 11,000円
 - <内訳> 研修費(①1,300)(課税10%分) 3,900円
 - 食費(課税10%分) 1,700円
 - 食費(不課税分) 3,100円
 - 研修生活動費(課税10%分) 2,300円
- (2) 税区分による内訳: (課税10%分) 7,900円(内税 718円)
(不課税分) 3,100円(内税 0円)
- (3) 指定期間: 令和6年4月24日 (水) ~ 5月1日 (水)
- (4) 指定口座: 滋賀銀行 唐崎支店 普通No. 461158
みずほ銀行 大津支店 普通No. 1705329
名義人: ザイ センコクシヨウリョクケンシユガ イタン
センコクシヨウリョクケンシユガ イタン
(公財) 全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

- 注1) 振込依頼書の「ご依頼人氏名欄」は、必ず団体名を記入してください。
注2) 貴団体からの振込通知書の送付は不要です。
注3) 振込手数料は、貴団体で負担願います。



領 収 書

愛西市議会 佐藤 旭浩 様

金額 11,000 円

但し、 令和6年度市町村議会議員研修[3日間コース]第1回「新人議員のための地方自治の基本」

の 研修に要する経費

として上記の金額を領収いたしました。

令和6年4月30日

〒520-0106
滋賀県大津市唐崎二丁目13番1号

公益財団法人全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修
分任出納役 津田 誠司

領収書No. 106

様式第 7 号 (第 5 条関係)

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
佐藤 旭浩		6 年度	2
項 目	☐ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☒ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費	支出日 令和 6 年 11 月 9 日	
政務活動費 充当支出金額	金. 23,740 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合 (100 %) 領収書金額 金. 23,740 円 領収書原本は () 議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分(按分人数 人 1 人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	大分県 豊後高田市 先進地調査 交通費		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》 飛行機代 佐屋駅⇄中部国際空港 23,740 円 (別紙参照)			

領 収 書

※適格請求書発行事業者：T1360002005357
No. 11178826-5(再発行)

佐藤旭浩 様

¥23,740

但し、航空券代金として

2024年11月9日 上記正に領収いたしました。

[電子領収書につき印紙不要]



株式会社さくらトラベル

〒104-0061 東京都中央区銀座5丁目6番16号 4F

登録番号 T1360002005357

10%対象額 (税抜)	21,582円
非課税対象額	0円
10%対象税額	2,158円

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
佐藤 旭浩		6 年度	3
項 目	☒ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 令和7年1月22日 23 日
政務活動費 充当支出金額	金. 5,500 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合 (100 %) 領収書金額 金. 5,500 円 領収書原本は () 議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分(按分人数 人 1人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	大分県 豊後高田市 先進地調査 交通費		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》			
名鉄電車	佐屋駅⇄中部国際空港	1,350 円 × 2	2,700 円
ロードライナー	大分空港⇄豊後高田市	1,400 円 × 2	2,800 円 (別紙参照)

領収書番号 3 大分県豊後高田市先進地交通費

領 収 書

ご利用有難う御座いました。

佐藤 旭浩 様

2025年 1月22日 (水) 18:07 004号機

豊後高田 @1400円 1枚

合計 1,400円
 (10%対象 1,400円)
 内消費税 127円
 (8%対象 0円)
 内消費税 0円
 ※印は軽減税率(8%)対象商品

お預り 2,000円

おつり 600円

バス乗車券代として

大分交通株式会社 空港案内所
 大分県国東市安岐町上原13番地
 (大分空港内)
 TEL (0978) 67-1108

領 収 証

No. 0000428

佐藤 旭浩 様

金 額	百	千	円
¥ 1 4 0 0 -			

但し

乗車券代
 令和7 年 1 月 23 日

上記正に領収いたしました

内訳

収 入	税抜金額
印 紙	消費税率等 (10%)
	1,273
	127

大交北部バス株式

☐ 中津営業所 〒871-0162 大分県中津市
 TEL. 0979-22-0071 F
☐ 中津駅前出札所 〒871-0033 大分県中津市
☐ 安心院車庫 〒872-0521 大分県宇佐市
☐ 高田営業所 〒879-0617 大分県豊後高田市
 TEL. 0978-22-2085 FAX. 0978-22-3513
 登録番号 T7320001002007

扱 者 印



2000-2

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

[illegible]

No. 59468-1

ご利用明細書

株式会社アメイズ 登録番号: T1320001003869



HOTEL AZ 大分豊後高田店

〒879-0617 大分県豊後高田市高田2860-1

TEL. 0978-23-1301 FAX. 0978-23-1302

URL <https://www.az-hotels.co.jp>

Description

お名前(Name)

佐藤 旭浩

様

お部屋 Room	ご到着日 Arrival	泊数 Nights	ご出発日 Departure	人数 Persons	発行日 Issue	担当 Clerk	ページ Page
415	2025/01/22	1	2025/01/23	1	2025/01/23	鷲海 誠一	1

日付 Date	お部屋 Room	ご利用明細 Description	単価 Unitprice	数量 QTY	金額 Charges	入金 Payment
01/22	415	ご宿泊料 <基本料合計> 現金 10%対象 (内消費税)	4,950	1	4,950 4,950 4,950 450	4,950
ご署名 Signature					ご利用合計 Total	ご請求額 Balance
会社名 Firm					4,950	0

(内消費税 (10%) 450)

キリトリ線

No. 59468-1

領収書

株式会社アメイズ 登録番号: T1320001003869



HOTEL AZ 大分豊後高田店

〒879-0617 大分県豊後高田市高田2860-1

TEL. 0978-23-1301 FAX. 0978-23-1302

URL <https://www.az-hotels.co.jp>

お名前 (Name)

佐藤 旭浩

様

receipt

予約金・前受金 Advance	クーポン Coupon	クレジット Card
売掛金 Credit	ご返金 Repayment	領収額 Receipt
		4,950

(消費税対象 (10%) 4,950)
(内消費税 (10%) 450)

発行月日 (Issue)

2025/01/23

収 入
印 紙

様式第7号 (第5条関係)

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
佐藤 旭浩		6 年度	5
項 目	☒ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費		支出日 令和 7 年 2 月 5 日
政務活動費 充当支出金額	金. 7,690 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合 (100 %) 領収書金額 金. 7,690 円 領収書原本は () 議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分 (按分人数 人 1 人あたり 円) 按分者名 [] 按分割合の根拠 ()		
内 容	長野県茅野市 先進地調査 宿泊費		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》			
別紙参照 ちのスカイビューホテル 7,690 円			

領収書番号 5

ちのスカイビューホテル 領収書

御請求明細書(BILL)

1 / 1 頁

御芳名 NAME

佐藤旭浩 様

ちのスカイビューホテル

〒391-0002

長野県茅野市塚原2丁目16-7-1

TEL:0266-71-1010

登録番号 T1100002030182

客室番号(ROOM NO.)	人数(PERSONS)		泊数(NTS)	伝票番号(NO.)	発行日付(DATE)
317(S1) 他部屋(3)	大人 4	小人 0	1	40707	2025年2月5日

日付 DATE	科目名称 DESCRIPTION	数量 QTY	単価 PRICE	金額 AMOUNT	入金 PAYMENT
2月5日	宿泊WEB(大人) (内消費税10% 対象額7,690)	1	7,690	7,690 (699)	
合計(TOTAL)				7,690	0

御請求額 TOTAL-BALANCE	¥7,690
-----------------------	--------

領収書(RECEIPT)

No. 40707
2025年2月5日

御芳名 NAME

佐藤旭浩 様

領収額 ¥7,690-

上記金額正しく領収いたしました。
この度はご利用誠にありがとうございました。
またのお越しをお待ち申し上げます。

収 入

印 紙

ちのスカイビューホテル

〒391-0002

長野県茅野市塚原2丁目16-7-1

TEL:0266-71-1010

登録番号 T1100002030182

様式第7号（第5条関係）

政務活動費支出明細書

氏 名		会計年度	領収書番号
佐藤 旭浩		6 年度	6
項 目	☒ 1 調査研究費 ☐ 5 要請・陳情活動費 ☐ 2 研 修 費 ☐ 6 会 議 費 ☐ 3 広 報 費 ☐ 7 資料作成費 ☐ 4 広 聴 費 ☐ 8 資料購入費	支出日 令和7年2月5日、6日	
政務活動費 充当支出金額	金. 13,560 円		
按分または 一部充当の場合	政務活動費からの支出割合（ 100 %） 領収書金額 金. 13,560 円 領収書原本は（ ）議員に添付		
支 出 方 法	☒ 全額個人 ☐ 按分（按分人数 人 1人あたり 円） 按分者名 [] 按分割合の根拠 （ ）		
内 容	長野県茅野市 先進地調査 交通費		
《領収書及び購入した物品等がわかる写真等貼付欄》 佐屋⇄名鉄名古屋 510 円×2 1,020 円 名古屋⇄茅野 2,530 円×2 5,060 円 特急券 3,740 円×2 7,480 円 別紙参照			

領収書番号6 長野県茅野市先進地研修交通費

領 収 書		佐藤 旭浩 様	
Receipt	領収年月日	2025.-2.-5	登録番号: T3180001031569
主 領	主 領	¥6,270 (消費税等込み)	税 10%
上記金額確かに領収いたしました			
購入商品	JR乗車券類	印紙税申告納	
(40116 2枚)		付につき名古屋中村	
東海旅客鉄道株式会社		税務署承認済	
名古屋MV305発行	50117-02		

領 収 書		佐藤 旭浩 様	
Receipt	領収年月日	2025.-2.-6	登録番号: T9011001029597
主 領	主 領	¥3,740	税 10%
上記金額確かに領収いたしました			
購入商品	JR乗車券類	印紙税申告納	
(50194 1枚)		付につき渋谷	
東日本旅客鉄道株式会社		税務署承認済	
茅野駅VA1発行	60195-02		

領 収 証

佐藤 旭浩 様

2025年 2月 6日

金2,530円

ただし、乗車券類代
として、上記金額を受領しました。

適用税率 10%

印 紙 税 申 告 納
付 に つ き 渋 谷
税 務 署 承 認 済

本領収証は時間がたつと文字が薄くなる場合がありますので、
長期間保存する場合はコピーをお取り下さい。

東日本旅客鉄道株式会社
登録番号 T9011001029597

塩尻801 No.000033

令和6年6月7日

愛西市議会議長

近藤 武 様

愛西市議会議員

佐藤 旭浩

先進地調査等成果報告書

（先進地調査を（研修）に・研修を）下記のとおり（実施（参加））しましたので、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により報告します。

記

1. 調査・研修日	令和6年5月8日（水）～5月10日（金）		
2. 調査・研修先	全国市町村国際文化研究所		
3. 調査・研修内容	令和6年度 市町村議会議員研修「3日間コース」 第1回 「新人議員のための地方自治の基本」		
4. 行 程	令和6年5月8日（水）～5月10日（金）		
5. 参加者	佐藤 旭浩		
6. 経費内訳	費 目	内 容	金 額
	交通費	別紙のとおり	8,767
	研修費	別紙のとおり	3,900
	合 計		12,667
7. 成果・提言	別紙のとおり		



経費内訳

研修費	
研修費	3,900 円
食費	1,700 円
食費	3,100 円
研修生活費	2,300 円

※研修費内に食費も含まれているため、研修費 3,900 円のみ申請

交通費		
往路	弥富 IC～大津 IC→全国市町村国際文化研究所	高速代 2,990 円
復路	全国市町村国際文化研究所→大津 IC～安八 IC	高速代 3,050 円
ガソリン代		2,727 円

令和6年度 市町村議会議員研修「3日間コース」

第1回「新人議員のための地方自治の基本」

研修日時：2024年5月8日～10日

研修場所：全国市町村国際文化研修所（JIAM）

報告者：佐藤 旭浩

【研修内容】

1日目 5月8日(水) 12:30~13:00

開講式・入寮オリエンテーション

※今研修では100自治体から160名の参加があった。

1日目 5月8日(水) 13:00~15:35

講義 地方自治制度の基本 講師 同志社大学政策部・大学院総合政策科学研究科 野田遊様

・はじめに

住民自治(市町村民が政策を形成)

団体自治(国や府県ではなく、市町村が政策を形成)

これら2つで地方自治

1. 地方分権

・単一制国家:主権はあくまで中央政府が保持

例) 日本、フランス、イギリス、スウェーデンなど

・連邦制国家:中央政府(連邦政府)と州政府が主権を分担

例) アメリカ、カナダ、ドイツ、スイス、オーストラリアなど

2. 財源

・目的別歳出額の推移 (2022年度主な歳出の割合)

民生費(25.8%) 教育費(15.1%) 公債費(10.6%)

総務費(10.1%) 衛生費(10.4%) 商業費(8.8%) 他 警察費、消防費、農林水産費 など

・歳入

地方税:最も重要な財源(都道府県・市町村計で財源全体の4割)

日本一は東京都で7割 愛知県は5割少々 ※5位以内に南関東の3都県

地方交付税:一般財源(都道府県・市町村計で財源全体の15%を少し超える)

国庫支出金・都道府県支出金:特定財源(都道府県・市町村計で財源全体の15%)

その他 地方債など

・財政力指数1以上の市町村数

1位愛知県(16自治体) 2位東京都:23区を含む(10自治体) 23区除く(9自治体)

3位神奈川県(8自治体)

・財政力指数平均(2021年度)

市町村の財政力指数の平均 愛知県 0.93 愛西市は0.60

北海道0.27 最も低い 西日本は深刻

3. 持続可能な財政に向けた取組

- ・公共施設の統廃合・民間移管 → 削減※民間委託
- ・定員の適正化・デジタル技術の積極活用(AI、RPA、DX) → 削減※効率化
- ・広域自治体対応・広域連携の検討 → 連携※近隣自治体と連携

4. 広域連携

広域連携の効果：効率化(節約)、サービスの質の向上

事務の委託 一部事務組合

広域連携の課題 民主主義の脆弱化

これから注目されるであろう府県による補完

市町村の基礎的サービスを担う補完機能

長野県(協議の場) 奈良県(奈良モデル)

サービス基盤の共通化を推進する補完機能

愛知県(あいち AI・ロボティクス連携共同研究会)

5. 自治体会議

定例会と臨時会

委員会：常任委員会、特別委員会、議会運営委員会

《運営上の問題》

形式的審議 標準会議規則にならった

一括質問一括答弁方式 → 一問一答方式

※ただし議会対応もなされている

開催時間の問題 通年会期制、夜間休日開催

住民の関心の低さ

《なり手の問題》

60代以上(都道府県議4割、市議5割、町村議8割)

女性議員(都道府県議や町村議で約1割、市議は16%)

職業(都道府県議や市区議は半数が議員専業、町議専業は2割)

※3割が農業関係、他は建設業や卸売・小売業などの自営業

《執政制度上の問題》

市民に選挙により選ばれた二元代表制

議事機関(議会・議員)と執行機関(自治体組織・首長)

首長の優位性

①自治体の統括 ②再議請求 ③専決処分 ④予算の提出権 ⑤執行機能

《議員報酬》

1人当たり平均報酬月額

都道府県 議長 988,562円 議員 828,686円

市 議長 493,794円 議員 429,046円

町村 議長 292,242 円 議員 220,984 円

議員報酬 京都府

京都府議 96 万円、京都市議 96 万円、宇治市議 53.5 万円、

長岡京市議 45 万円、日向市議 40 万円、伊根町議 14.8 万円

政務活動費

京都府議 648 万円(少ない会派で 600 万円)、京都市議 648 万円

宇治市議 約 60 万円、長岡京市議 15 万円、日向市議 13 万円弱

《無投票当選》

府議選の無投票当選は定員の 27%

《改革》

- 1 機能強化 ・ 議会事務局のスタッフの充実 ・ 議会一元制(カウンスル・マネージャー制)
- 2 議会に対する市民の認識向上 ・ 広聴会、フリースピーチ制
- 3 なり手不足解消 ・ 通年会期制、夜間休日開催
- 4 府県議会の必要性再考

(6) 自治体組織

地方公務員の構成(一般職常勤職員) 教育部門 37% 一般行政部門 33.7% 公営企業等会計部門

12.8% 警察部門 10.6% 消防部門 5.9% 年功序列型賃金制度 自治体の歳出削減が進まない理

由 ・ 地方交付税制度がコスト感覚を低下させる ・ 優先順位付け不十分のため個別の必要性の論理
が先行→痛みを伴わない方へ ・ 組織内部の論理(特に部長以上の判断) 部長：退職前、既得権益温
存、若手職員との意識格差 こうした中でも常に市民ニーズは改革の要因に

(7) ガバナンス

サービスの主体は政府だけでなく多数・多様

多様な主体がいるから協働

多様な主体(自治体、自治会、町内会、NPO、企業等)

《ガバナンス》公共的問題の解決に向け多様な主体をうまく管理すること

(8) 政策

《政策の過程》

問題状況 問題を取り違えていないか?

評価 どうやって評価されているのか?

《問題状況》

認識型

- ・ 誰もが認識可能な問題を取りあげる
- ・ 現状を少しでも改善することが課題となる
- ・ 受動的・対処療法的政策形成

探索型

- ・本質的問題や将来の問題を発見する
- ・より良い状態や新しい価値を追求する
- ・能動的・問題解決的政策形成

何が問題か 探索型 なぜなぜ 例 高齢化は少子化の問題

《政策評価》

政策評価の目的

- ・政策の改善
- ・アカウンタビリティの強化

政策評価の種類

- ・業績測定
- ・プログラム評価
- ・費用便益分析

《業績測定》

ロジック・モデル たとえば道路整備では

道路実延長(アウトプット) 時短、混雑解消(アウトカム)

(9) 広報

広報の留意点

- ① 住民の認識は低く期待水準は高い
- ② ネガティビティバイアス
- ③ 情報の形式の工夫が鍵
- ④ 「事前の信念」が強い
- ⑤ 広報の効果は継続しない

伝わる広報

- ・対話する ちゃんと地域において話す 期待水準を適正にする
- ・伝え方を工夫 ネガティビティバイアス、情報の形式への配慮
- ・対象者別に広報を考える 事前の信念をふまえるために
- ・継続する 効果を持続するために

1日目 5月8日(水) 15:50~17:00

講義 地方議会制度について 全国市議会議長会企画議事部 副部長 篠田光洋様

1. 地方議会制度の概要① ～議会の権限～

議決権が最も大きな権限であり、議会は、「議事機関」ではなく、「議決機関」であるという認識が強い傾向にある。この傾向は特に執行機関側からみた議会の在り方と言えるのではないかな？

2. 地方議会制度の概要② ～議会の議決権～

法第96条第2項の議決事件追加

→条例で規定することで、追加することができる。【(例)自治体の総合計画など】

- ・専門的事項に係る調査(法第100条の2)

→全国市議会議長会の調査でも、活用している議会が少ない

→本来は議案の審査のためであるが、政務活動費を使用して、学識経験者に調査を依頼することも可能

7 地方議会制度の概要⑥ ～執行機関等に対する議会の監視機能～

- ・二元代表制における議会の役割の理解
- ・監視機能だけではなく、政策形成機能も重要である

8 地方議会制度の概要⑦ ～委員会制度～

- ・委員会提案で議会に議案を提出することが増えてきた？
 - ・委員会での公聴会・参考人の活用が少ない
 - ・閉会中に委員会審査を行うなら、何故、開会中としないのか？
- 通年制議会への抵抗があるのでは？

9 地方議会制度の概要⑨ ～議会の運営～

- ・議会の招集は、何故、長が招集するのか？
- ・議会の運営で、通年の会期など、通年制議会は、あまり進んでいない
- ・修正の動議の提出

→ 予算の修正がほとんどされていない？

組み替え動議の提出はあるが、何故、議会から修正議案を出さないのか？

現状では、議会は、長の追認機関になってしまうのではないか？

1 日目 5月8日(水) 課外 17:15～17:45

翌日の演習グループに分かれ、自身と各自治体の紹介、意見交換を行った

2 日目 5月9日(木) 9:00～12:30

講義 地方議会と自治体財政 講師 静岡県立大学経営情報学部 教授 小西敦様

1. 予算と地方財政制度

- ・予算とは
地方公共団体の一定期間における収入と支出の見積もり。行政がどのような形で行われるか具体的に表現し、予算書にしたもの
- ・予算科目
予算は、款・項・目・節に分類される。このうち、款・項までが議会の議決対象（議決科目）
目・節は議決の対象とならない（執行科目）
- ・債務負担行為
- ・地方債
- ・一時借入金
- ・歳出予算の流用

2. 地方財政の分析

- ・地方財政の分析のためのツール
- ① 決算カード
- ・各都道府県・市町村の普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況を団体ごとに1枚にまとめたもの

② 財政状況資料集

・普通会計の歳入・歳出決算額や各種財政指数、一人あたりの行政コストやストックに関する情報に加え、決算額や各種財政指標等について各団体による経年比率や類似団体間比較などの分析を都道府県・市町村ごとにまとめたもの（教授は財政状況を見るものでもっとも使いやすいとのこと）

・財政状況資料集の内容

①総括表②普通会計の状況③各会計、関係団体の財政状況及び健全化判断比率④財政比較分析表、⑤経常経費分析表⑥歳出決算分析表⑦実質収入率に係る経年分析、連結実質赤字比率に係る赤字・黒字の構成分析、実質公債費比率（分子）の構造、将来負担（分子）の構造⑧公会計指標分析/財政指標組み合わせ分析表⑨施設類型別ストック情報分析表

2日目 5月9日（木） 13:30～14:40

講義 地方議会と政策～条例検討を中心に～

講師 新潟大学 副学長・経済学部教授 矢野邦久様

第1 法律の体系と一般原則

1 法令の種類

(1) 法とは

○「強要性を有する社会生活の規範」で、「社会的支持を得ているもの」

(2) 成文法

○国の法（憲法、法律、政令、府省令の順に効力は優先）

- ・ 憲法：国の最高法規
- ・ 法律：国会が制定
- ・ 政令：内閣が制定
- ・ 府省令：内閣府又は各省の長が制定

○地方公共団体の法（条例と規則の共管事項については、条例が規則に優先）

- ・ 条例：地方公共団体が議会の議決を経て制定
- ・ 規則：地方公共団体の長や行政委員会が制定

(3) 不文法

○慣習法

- ・ 慣習が法としての規範性を持つに至ったもの

○条理

- ・ 社会の一般原則が法としての規範性を持つもの

○判例

- ・ 過去の裁判所での判断が先例となってその後の裁判の基準となるに至ったもの
- ・ 特に最高裁判所の判断は、その後の下級審の判断に強い影響力がある。

2 法の一般原則

① 平等原則：合理的な根拠に基づかずに異なる取扱いをしてはいけないとする原則

② 比例原則：目的と手段が比例していなければならないという原則

③ 信義誠実の原則：行政活動に対して寄せられた市民の信頼は尊重されなければならない。

④ 権利濫用の禁止の原則：行政権限をみだりに行使することを禁止するもの。

第2 法の解釈

(1) 法令の解釈

ある事案・事件の発生 → ①事実の確定、②法令の発見・解釈、③法令の適用

法令：抽象的、一般的な定めのため、具体的な現実を当てはめるには解釈が必要。

(2) 法令解釈の方法

① 文理解釈

・法の規定をその文言にしたがって解釈

② 論理(目的論的)解釈

・法の全体的な趣旨・目的を考えてそれに合うように解釈

ア 拡張解釈 文言の意味を広く解釈 (不利益処分の場合には抑制すべき)

イ 縮小解釈 文言の意味を狭く解釈

ウ 類推解釈 A(規定あり)とB(規定なし)という類似の事項について、BについてAに関する規定と同じ結果となると解釈

エ 反対解釈 A(規定あり)とB(規定なし)という類似の事項について、規定がないBについてはAに関する規定は適用されず、Aと反対の結果となると解釈

(3) 法令間に矛盾抵触がある場合の解釈原理

① 上位法・下位法

→形式的効力が上位の法令は下位の法令に優先する。

② 後法・前法

→形式的効力が等しい法令相互間では「後法は前法を破る」

③ 特別法、一般法

→形式的効力が等しい法令相互間では「特別法は一般法を破る」

(4) 法令解釈の主体

○最終の有権的解釈は裁判所の権限。その前提としての法令解釈は誰もが行いうる。

国も自治体も対等に法令解釈を行いうる。

(法令の解釈原則)

自治法2⑩地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。

(自治事務に対する特段配慮義務)

自治法2⑩自治事務である場合は、国は、地方公共団体が地域の特性応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

○機関委任事務の廃止と通達の失効

・現在各省庁から出されている通知は、技術的助言にすぎないため、通知に縛られることなく、法令を自ら解釈し自ら執行していくことが重要。

○義務付け・枠付けの見直し

- ・条例への委任の仕方が「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」に類型化された。
 - ・「従うべき基準」とされた場合について、地域の実情に応じて上乗せ規制が認められるのかどうか、法令を自ら解釈し、条例を制定していくことが必要。
- 国と自治体の間で法令の解釈について争いがある場合
- ・国地方係争処理委員会に審査の申出を行うことができる。
 - ・審査結果等に不服がある場合には、高等裁判所に出訴できる。

条例演習 14 時 40 分～15 時 35 分

各グループに分かれ、各自治体の条例を題材として、意見交換して、その特徴などを共有し、認識を深めた。

【条例検討】

- ・弥彦村議会基本条例
- ・大津市がん対策推進条例
- ・宮崎市深夜における花火の規制に関する条例

発表・全体討議・まとめ 16 時 50 分～17 時 30 分

グループ内でディスカッションした内容を班ごとに発表し、質疑応答を行い、まとめの講義で理解の定着を図った。

3 日目 5 月 10 日 (金) 9:30～12:30

講義 これからの地方議会に期待されていること講師 近畿大学法学部教授 辻陽様

質疑及び質問の意義

・質疑

議会に提出された議案などについて疑問点を尋ねる。議員の職務は議決権の行使であるため、首肯できない場合は質疑をする

・一般/代表質問

行政一般について執行部の見解を尋ねたり、意見を述べたりする。首長部局に「気づき」をもたらし、当該自治体が他の自治体にひけをとらない行政にするための場にする

政務活動費

- ・実りある質疑や質問を行うためには、日々の研鑽が求められる。その元手になるのが政務活動費
- ・政務活動費の交付の必要性や交付対象は、情報公開・透明性を確保することが必要
- ・金額について

都道府県議会は月額 20～50 万円台。市区議会では 9 割近くが交付（人口規模が多き程多額）

町村議会は 8 割が不交付

- ・政務活動費がない/少ない

十分な議員活動を行うには、自身のポケットマネーから出費せねばならないため、議員にとっては議員活動しないことが合理的になってしまう恐れ

政務活動費をそれほど用いない(?) 自己研鑽

・議会外での議員活動

市民相談…住民からの要望に耳を傾ける

市役所での担当部署への調査・問い合わせ…職員も限られた資源であることを認識する必要

・政党活動

県議会・国会議員への連絡・相談

党県連・党本部での大会、総会や協議会への出席、国政選挙時の選挙態勢の支援を通じ情報交換

議員の位置づけと議員報酬

- ・かつて地方議会の報酬は、非常勤職員に対する報酬と一と規定されており、本議会・委員会出席、公務出張にたいする対価で狭く解釈されていた。2008年に地方自治法改正により、報酬の独立を規定した。
- ・議員報酬額…同じ市でも年額が、大規模自治体では1000万円台になるが、小規模自治体では400万円にも満たない場合もある。町村では月額10万円台というところもある。
- ・以前までは、定数・議員報酬とも平均値は下がり続け、議員のなり手不足が顕在化
- ・一部議会において議員報酬引き上げの事例がみられるが、専業議員として生活するには増額も限定的

【所感】

1日目の講義は3・4限目が「地方自治制度の基本について」と題した講義を受けました。

まず、地方自治の仕組みや運営上の問題、なり手の問題を学び、議事機関と執行機関の二元代表制であることを確認し、議会の現状と改革を学びました。続いて財政について学び、自治体の財政状況の見方、決算、組織、予算編成の仕方、自治体の歳入削減が進まない理由、政策案作成時の問題の探索型での捉えで、例えば、高齢化は少子化の問題だとかなぜなぜで問題を取り違っていないか、どうやって評価されているかなどを学び、地方分権や情報発信については住民の認識は低く期待水準は高く、ネガティブ情報は広がりやすく、情報発信の鍵はエピソードが大事、情報を捉える側の事前の信念が強い、広報の効果は約四週間程度で広報は継続しなければならない等学びました。

5限目の講義は、条例の制定・改廃は議会からも提案できるという意識を持つことが重要であること、議会は予算を決定する所で議会による一部修正もできること、決算を認定し来年の予算に繋げる事が重要であると学びました。議員の数も人口に比例して、条例で定めなければならないと学び、議会改革の本筋は、審議能力のレベルを上げることであると学び、議員は絶えず学び、市民の声を聴き資質向上を心がけ、議員力をつけ、市民のために良い政策とする力及びその政策実現に向けた総合的な活動をしなければいけないと思いました。

課外では、翌日の演習グループに分かれ、意見交換会や交流会が行われました。意見交換会では、自己紹介、各地区での議会の行い方や、一般質問の内容や各自の政治活動の広報をどのように行っているかをディスカッションし有意義な意見交換となりました。

2日目の講義は午前中に「地方自治会と自治体財政」と題した講義を受けました。

自治体予算の原則について学び、予算案のチェックポイントは①予算全体への視点で予算規模、財源不足の発生の有無とその処理、一般財源の確保の状況、②健全な財政運営の視点で将来の財政負担の見通しと抑制、義務的経費の状況、基金の積立・取崩しの状況、行財政改革の推進、③予算に盛り込まれた政策・事業の視点と3つの視点で考えることを学びました。歳入のチェックポイントとして

は、予算編成段階ではあらゆる資料に基づく正確な財源の補そくと経済の現実の即応した収入の算定、予算執行段階では、適実且つ厳正な収入の確保ができていないか、翌年度以降も健全な財政運営ができることを視野に入れ考えることを学びました。その後財政の診断として実質収支比率や財政力指数や経常収支比率や実質公債費比率などの見方を学び当市の財政状況をどのように把握していくかを学ぶことができました。

午後には「地方議会と政策～条例検討を中心に～」と題した講義を受けました。

法律の体系と一般原則は法の一般原則として、平等原則や目的と手段が比例していなければならないという比例原則等があることを学びました。法令の解釈で条例をつくる時は、原則として、論理解釈ではなく、文理解釈に徹することが必要と学びました。政策法務は地方分権一括法により機関事務が廃止され、これらの事務のうち、国の直接執行事務又は事務自体が廃止されたもの以外の事務は自治事務と法定受託事務に再編された。法定受託事務に関しては、法令に反しない限り地方議会にて条例を制定することができる。現在進行中の地方分権改革では、主に義務付け・枠組みの見直しと権限委譲と自由度の拡大のために、法律改正などが行われていると学びました。条例立案の留意点として、条例の立案にあたっては、まず、条例の必要性、合理性を基礎づけるような社会的、経済的、政治的な事実、すなわち立法事実の存在が必要であると学びました。一番小さな連結を「及び」で結び、他はすべて「並びに」と使い、一番大きな連結を「又は」で結び、他はすべて「若しくは」を使い、「以上」・「超」「超える」、「以下」・「未満」で「以上」と「以下」は基準数量を含むなどの法令用語を学びました。その後各班に分かれ条例演習や意見交換を行いました。

3日目の講義は1～2限目まで「これからの自治体議員に期待されていること」と題した講義を受けました。自治体議員は、議決権をもっており疑問点を尋ねることができるため、議員は住民の代表ということを忘れず職務を全うしていくことが大事であり、実りある質疑、質問ができるよう日々の研鑽していく必要があることを学びました。その後閉講され解散となりました。

3日間を通して落ち着いてじっくり学ぶことができ、他の市町村議員のみなさんと意見交換もでき、これからの議員活動等に生かしていきたいと思います。また、本市は今年度より政務活動費を議員に設けられており、我々議員はしっかり学び、市政に反映していく事が求められていることを再認識させていただきました。今回の研修に参加し、これからも積極的に研修や講演会などに参加し、議員として市民の皆様の為もっともっと学びスキルアップし、地域の課題に向き合い市民の皆様の期待に応えていきたいと思っています。

様式第10号（第6条関係）

令和7年1月24日

愛西市議会議長

近藤 武 様

愛西市議会議員

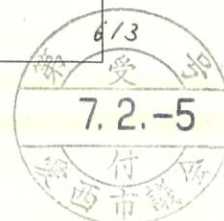
佐藤 旭浩

先進地調査等成果報告書

（先進地調査を・研修に・研修を）下記のとおり（実施・参加）しましたので、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により報告します。

記

1. 調査・研修日	令和7年1月22日（水）～1月23日（木）		
2. 調査・研修先	豊後高田市		
3. 調査・研修内容	移住・定住施策について		
4. 行 程	別紙参照		
5. 参加者	拓く愛西の未来 角田龍仁議員、石崎誠子議員、中村文武議員、佐藤旭浩		
6. 経費内訳	費 目	内 容	金 額
	交通費	別紙のとおり	29,240 円
	研修費	別紙のとおり	4,950 円
	合 計		34,190 円
7. 成果・提言	別紙のとおり		



行程

1月22日(水)

中部国際空港(16:55)→大分空港(18:10)→豊後高田市内(ロードライナー)→
ホテル(HOTEL AZ 大分豊後高田)

1月23日

ホテル(8:30発 徒歩)→ 豊後高田市役所 行政視察(8:50分着 10時30分発)→
豊後高田市内散策→豊後高田市(ロードライナー14時49分発)→大分空港(18時40分発)
→中部国際空港(19:45着)

経費内訳

●交通費

佐屋⇄中部国際空港 1,350円×2

中部国際空港⇄大分空港 23,740円

大分空港⇄豊後高田市市内(ロードライナー バス)1,400円×2

●宿泊費

HOTEL AZ 豊後高田 4,950円

先進地調査等成果報告書

【豊後高田市 移住・定住施策について】

令和7年1月23日 8:50～10:30

豊後高田市は、人口約2万2千人で、市中心部には「昭和の町」。「田染壮小崎の農村景観」といった重要文化的景観をはじめとする豊富な文化的資源があり、多くの観光客が来訪している。

0歳から高校生までの医療費や中学生までの給食費及び幼稚園授業料や保育料の無料化、出産祝金最大200万円の支給等とともに、小さな子どもがいる方が誰でも気軽に利用できる室内公園（地域子育て相談機関）のような「花っこルーム」など、子育てしやすい環境が整っている。また、市営の無料塾「学びの21世紀塾」など地域と一体となった取り組みにより、「教育のまち」として全国に発信されている。なお、子育て支援の無料化の財源は、一般財源を使わずに、ふるさと納税寄附金の全額 約3億2千万円を充当している。

○子育て・教育支援について

全国トップレベルと自ら評している子育て支援の主な取組としては、

①0歳から高校生までの医療費が無料、②0歳から中学校の給食費無料、③子育て支援施設「花っこルーム」を市内4カ所に整備、④市内保育園保育料と幼稚園授業料無料、⑤妊産婦医療費無料があり、下表のとおり、コロナ禍にも関わらず、令和3年度の出生数はここ10年間で最高の166人となっている。また、県内トップクラスの学力を支える教育支援の主な取組としては、無料の市営塾「学びの21世紀塾」の取組があり、①土曜日講座、②寺小屋放課後児童クラブ講座、③放課後 寺小屋講座、④夏季・冬季特別講座等がある。

○豊後高田市定住についての主な事業内容

事業名	内容
市内保育園保育料と給食費無料化	市内保育園の保育料、給食費が全て無料
豊後高田市立幼稚園・小・中学校の給食費無料	市内在住で豊後高田市立幼稚園・小学校・中学校に通う子どもたちの給食費を無料とし、子どもたちが分け隔てなく給食を食べることができ、保護者の負担軽減を図ります。
子育て応援入学祝い金 小・中高校入学ごとに5万円	子育てする家庭の経済的負担を軽減と子育て支援の充実を図るため、 <u>小・中・高校入学のお子様に対して入学祝い金を支給</u>
高校授業料の無償化（国の支援制度の枠を外し全世帯に拡充）	高田高校に通う全ての <u>高校生の授業料を支援</u> 。高田高校以外に通う市内在住の高校生にも同様に支援を行う
学びの21世紀塾 いきいき寺小屋活動	5歳児・小学生・中学生を対象とした土曜日講座、中学1、2年生を対象とした水曜日講座、中学3年生を対象とした夏季冬季特別講座、小学1～6年生を対象とした放課後支援教室やタブレット講座等、多様な学習講座を開設しています。 <u>受講料はいずれも無料</u>
高田高校生のための学びの21世紀塾	高田高校に通学する生徒を対象とした、大学進学等のための公設民営塾を設置

○人口の移動状況について

平成 27 年と令和 2 年の国勢調査結果 を比較して、20 歳から 39 歳の若年女性の人口が増加したのは、大分県内で唯一、豊後高田市だけ。過疎の自治体の中では、人口減少率が一番低い結果となっている。

平成 26 年から令和 6 年まで 11 年連続の社会増を達成。令和 6 年(1 月～12 月)は 76 人の社会増を実現している。(10 年間で 629 人の社会増) 大分県内の転入超過の自治体で見ると、大分 市・中津市・日出町は、県内からの転入者が多いが、豊後高田市は、県外からの転入者が多く、とりわけ、県をまたいで移動する女性の転入超過者が多くなっている。

○移住者への支援について

空き家バンク制度は、移住支援策の中心であり、合併直後の平成 18 年から全国に先駆けて取組んでいる。現時点(視察の時点)で紹介可能な空き家の物件数は 100 数件あり、毎年 平均 40 件を移住者が利用している。令和 3 年度の市の支援策(空き家バンク制度など)を活用した移住者は、ここ 10 年間で 1,339 世帯 2,903 人であり、移住者の年代(世帯主)としては、20 代が 29%、30 代が 33%、40 代が 16% で、比較的若い層が中心である。また、移住者の元の居住地は、県内 54%、九州 20%となっている。

○住宅施策について

住宅施策について、定住促進子育て応援住宅「住まいるハウス」と定住促進空き家活用住宅「虹いろ住宅」は、移住者が優先して入居することができるようになっている。また、新婚さん応援住宅「ハピネス・ステージ」(3DK)や子育て支援住宅「エミール城台」(2LDK)は、子どもが増えたらちょっと手狭になるぐらいの間取りにしておき、子どもが大きくなる前に定住促進無償宅地(土地代無料・先着順)や市内に土地を買ってもらい、家を建ててもらうなど戦略的に移住定住・子育て・住宅施策に取り組んでいる。

■住宅施策等

- ・定住促進住宅団地 犬田住宅団地(33 区画、価格 4 万 2 千円/坪)⇒H26 販売開始、H28 完売 城台住宅団地(66 区画、価格 3～4 万円/坪)⇒H26 販売開始、H28 完売
- ・子育て応援住宅「住まいるハウス」(3LDK、4 万 8 千円/月)⇒満室
- ・子育て支援住宅「エミール城台」(2LDK、4 万 8 千円/月)⇒満室
- ・定住促進無償宅地(真玉・都甲)⇒ 真玉住宅団地(区画面積:約 100 坪、区画数:35 区画)は完売しており、第 2 期計画進行中とのこと。都甲住宅団地(区画面積:約 95 坪、区画数:7 区画)視察時点で残り 2 区画



【豊後高田市役所での研修の様子】

事業名	
空き家マッチ奨励金	居住可能な状態の空き家を市に紹介していただき、空き家バンクへの登録に至った場合、その紹介者等に対して奨励金を交付します。 <u>(2万円)</u>
空き家リフォーム事業	空き家バンク登録物件の改修や不要物の撤去に要する費用 に対し、補助金を交付します。(①改修上限 <u>40万円</u> 、②撤去 上限 <u>10万円</u> 、③仏壇処分上限 <u>5万円</u> 、④入居者決定後のハ ウスクリーニング上限 <u>3万円</u> 、⑤下水道接続 <u>10万円</u>)
定住促進子育て応援住宅 「住まいるハウス」	子育て世帯向け菜園付き戸建ての市営住宅です。移住希望者 が優先して入居することができます。(3LDK、家賃 <u>4万8千円/月</u>)
	子育て世帯の方が安心して快適に暮らせる子育て支援住宅 を「夢まち城台」に整備しています。木造2階建てメゾネットタイプ(2LDK、家賃 <u>4万8千円/月</u>)
定住促進無償宅地 (真玉・都甲住宅団地)	真玉住宅団地(<u>35区画</u>)、都甲住宅団地(<u>7区画</u>)に、移住 者向け” <u>土地代無料の分譲地</u> ”を整備しました。

【所感】

- ・豊後高田市の定住についての施策は「定住・住まい」、「子育て」、「教育」 など各種事業の無料化にふるさと納税寄附金の全額を充当しており、時流を先取りし、メリハリをつけた施策とその予算の執行が必要であることを再確認した。
- ・移住関係のホームページが充実しており、「移住後の生活がイメージできた」、「子育てを 楽しいと思えるポイントがたくさんある」などの意見が寄せられており、本市も移住者目線でホームページを充実させ、現在よりも手厚い移住促進支援策が必要だと感じた。
- ・本市が取り組まなければならない課題に全力で取り組んでいる。「移住・定住」、「子育て」、「教育」の三本柱に集中投資をする市長の覚悟とこれを認めた議会が素晴らしいと思う。

令和7年3月6日

愛西市議会議員

近藤 武 様

愛西市議会議員

佐藤 旭浩

先進地調査等成果報告書

（先進地調査を・研修に・研修を）下記のとおり（実施・参加）しましたので、愛西市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第2項の規定により報告します。

記

1. 調査・研修日	令和7年2月5日（水）～2月6日（木）		
2. 調査・研修先	長野県 茅野市		
3. 調査・研修内容	AI 乗り合いオンデマンド交通「のらぎあ」について デジタル田園健康特区及び地域 DX の取り組み		
4. 行 程	別紙参照		
5. 参加者	拓く愛西の未来 角田龍仁議員、石崎誠子議員、 中村文武議員、佐藤旭浩		
6. 経費内訳	費 目	内 容	金 額
	交通費	別紙のとおり	13,560 円
	研修費	別紙のとおり	7,690 円
	合 計		21,250 円
7. 成果・提言	別紙のとおり		



行程

2月5日(水)

名古屋(17:40) → 茅野(20:23) 特急しなの、JR 中央線

1月23日

ホテル(9:30 発 徒歩) → 茅野市 行政視察(9:45 分着 12時15分発) →
オンデマンド交通 のらざあ試乗 → 茅野駅(15:16) → 名古屋(18:42)

経費内訳

●交通費

佐屋⇄名鉄名古屋 510 円×2 1,020 円

名古屋⇄茅野 2,530 円×2 5,060 円

特急券 3,740 円×2 7,480 円

●宿泊費

ちのスカイビューホテル 7,650 円

先進地調査等成果報告書

【茅野市 AI 乗合オンデマンド交通「のらざあ」の導入と現状 デジタル田園健康特区及び地域 DX の取り組み】

令和 7 年 2 月 6 日 10:00～12:00

茅野市は、人口約 5 万 6 千人で、年間約 300 万人の観光客が訪れ、1 万戸の別荘地が広がる国内有数の高原リゾート地。山岳・高原リゾートを活かした観光業と高度な精密加工技術を活かした製造業が基幹産業であり、製造品出荷額等は県内 77 自治体中 6 位(R3 年時点)高原野菜や花卉の栽培による近郊農業や角寒天、氷豆腐、氷餅などの伝統食品加工も盛ん。市内に住民票を置く「地元住民」別荘利用者である「別荘市民」、観光客、ビジネスマン等の「交流市民」という 3 つの「市民」が共存している。

AI 乗合いオンデマンド交通「のらざあ」の導入と現状

(1) 背景と経過

2008 年から赤字続きで公共事業者だけで定時定路線バスを支えられなくなり、市が補助金を出すことで運営を続けてきた。しかし市も支えきれなくなり、2016 年に行ったバス路線の大幅な再編によりバス本数を減らし、住民の行きたい場所を一筆書きのように網羅する路線とした。その結果、長時間乗車しないといけなくなり、バス利用をしにくくなった。

このような現状を背景に、第 2 次地域創生総合戦略策定時に「10 年先を見据えたときに地域公共交通のあり方そのものを変えていく必要がある」という意見が出された。そしてハブ＆スポーク型の地域公共交通体系の素案が出され、茅野市の新地域公共交通検討会議の設置がされた。素案の実現、医療の課題解決に必要な予算を得るために、国のスーパーシティ構想に申し込んだ。公共交通は喫緊の課題であったため、国交省のMaaSの補助金を使いながら 2020 年に実証運行を行い、2021 年に真地域公共交通検討会議での協議、路線バス利用者・住民への説明、2022 年 9 月末に 13 の生活路線バスを廃止、10 月より「のらざあ」の本格運行を開始し、通学・通勤バスも合わせて本格運行を開始した。

(2) のらざあの特徴

乗合を前提としたオンデマンド交通で、利用者が設定した行き先と時間に合わせた最適な配車、ルート設定をリアルタイムに行う。

○事業主体 運行事業者 4 社による自主共同運行

○運行台数 8 台

(ノア 7 人乗り 1 台、ハイエース 10 人乗り 5 台、ハイエースコミューター 14 人乗り 2 台)

○運行時間 午前 8 時から午後 7 時

○予約方法 スマートフォンアプリまたは電話(年齢と電話予約は概ね比例している)

※1 日当たり予約したい時間帯に予約できない人の割合は 20%

→来年度 2 台増 予約方法が 1 週間前から 1 時間前までにとれる設計と今すぐ乗りたい人への予約設計を計画している

○乗降場所 市内8000カ所の仮想停留所(自宅から 350m の範囲内で乗り降りできる)

○利用料金 3 km未満 300 円 3 km～5km 500 円 5km以上 700 円

65 歳以上、障がい者、子ども割引あり

○年間運行事業費 69,000 千円 →のらざあの運行に伴い、市内を運行する定時定路線バスは廃止された。しかし、のらざあは大勢の人を運ぶのに適していないので、新たにJRの時刻に合わせた通勤通学バスを創設した。今までバス利用者を高齢者と想定していたため、学生利用を対象にしたことは初めてであった。

(3) 質疑内容

○交通会社への委託金は

4 社共同体になるため、委託ではなく補助金として 8000 万円(令和 5 年度実績)

○アプリのシステム構築のための初期投資額(国の補助金は)いくらか

R3 年度の本格運行にあたりシステム導入に 600 万円 新型コロナウイルス臨時交付金を使用

○予約受付からルート設定など運行システムのランディングコストと運賃の設定は

毎年、市とシステム管理会社が委託契約を締結し運用保守管理について 750 万円使用(令和 5 年度実績)「のらざあ」前の公共交通バスの金額をベースとして、公共交通会議で金額について協議現在の金額で運用している。

○利用促進緒工夫は

相乗り割引キャンペーンの取り組みをしている。

○交通会社との協議の中で労働者の確保や公共交通の事業が行えないといった心配や交通会社のメリットはあるのか。

1 社はのらざあのために雇用を増やした経緯もある

○従前の予算額は

現在の年間運行委託料とほぼ、同額。



デジタル田園健康特区及び地域 DX の取り組み

(1) デジタル田園健康特区事業の取り組み経過について

令和 2 年 4 月、第 2 次茅野市地域創生総合戦略を策定。その中のテーマに「若者に選ばれるまち」の実現するため、暮らしやすい未来都市・茅野市の構築に基づき DX 事業、デジタル田園健康特区取り組みを進めている。

デジタル田園健康特区では、デジタル技術やデータを活用した取り組みを国の支援を受けながら進めるため、令和 3 年に国が創設した国家戦略特区の「スーパーシティ」に提案し指定を目指し、市民の方とワークショップを行い、健康・交通・暮らしの 3 分野を柱に構想の策定を開始。令和 4 年 4 月にデジタル田園健康特区への指定を受けることになった。

(2) デジタル田園健康特区の概要

① 趣旨・目的

デジタル技術を活用によって、地域における健康、医療に関する課題の解決に取り組む複数自治体をまとめて指定し、地域のデジタル化と規則改革を強力に推進する。

② 指定自治体

岡山県吉備中央町、長野県茅野市、石川県加賀
区域方針において茅野市が取り組む概要
・在宅医療等におけるタスクシフトの推進
・衣料品等の効率的配送
・AI 技術等を活用した遠隔医療等の充実

(3) デジタル田園健康特区事業の内容

令和 5 年度は茅野市をフィールドとして先端的なサービスの開発・構築及び規則・制度改革に関する事業調査を 6 事業が採択されたうちの 2 事業と令和 6 年度に 2 事業の紹介があった

① 貨客混載の実施区域の見直し、オンライン服薬指導(令和 5 年度実証調査)

移動手段を持ってない移動困難者(高齢者)や、山間地域における住民が容易に医薬品を受けとれるよう「貨客混載」制度を活用しタクシーによる医薬品配送の実現にむけた調査検討と電話によるオンライン服薬指導の実現性の調査検討が行われた。

現在は過疎地域以外でも実施ができるように適正緩和することもできた。

② 遠隔医療アプリを活用した持続可能性の高い小児オンラインかかりつけ医療体制の構築(令和 5 年度実証調査)

小児かかりつけ医機能の促進と医師不足を補完することによる持続可能な小児地域医療体制の構築を目指し、遠隔医療アプリを活用して地域内外の医師が連携して時間外対応を行う体制の構築と有用性の検証。

医師によるテキストチャットによる事前相談、オンライン診断の 2 段階ができ、地域の医療機関と連携ができるアプリを使用。アプリの登録者数は令和 5 年 11 月から 3 月の 4 か月間の実証調査だったが、約 900 名の登録、チャットによる相談約 150 件、御来診実績 3 件。チャットで相談ができることで気軽に相談できることもよいと前向きな意見も多く、茅野市としてもチャットによる相談サービスにおいても増員すること。

③ 薬局の電子処方箋の導入可否に依らない薬剤配送サービスの実施に向けた調査

(令和 6 年度実証調査)

中山間地域に位置している茅野市では、薬局への移動の制約により、自宅への薬剤配送ニーズも高まっており、電子処方箋の運用上の負担を解消する規制改革案を検証すると同時に、茅野市における電子処方箋緒導入を促進する。

④ 空き家評価システム及び空き家データベースの構築に向けた調査(令和 6 年度実証調査)

水道使用状況や老朽危険度の AI 判定結果等を踏まえた空き家の価格査定を可能するとともに、空き家所有者等のじょうほうていきょうのため 3D マップデータベースを構築し、持続可能なまちづくりや移住促進を目指している。

(4) DX 事業取り組み内容

令和 5 年度に実装した地域コミュニティ機能、6 年度実装した子育て支援体制強化事業の紹介があった

① 地域コミュニティ機能 (令和 5 年度実証実験)

- ・区、自治会の紹介ページの作成
- ・電子回覧板の使用した区民への連絡
- ・電子回覧板を使用した区の様子発信
- ・区、自治会の行事予定発信
- ・区民の声を聴く(アンケート) がポータルサイトに登録することで使用できる

(目的・目指す姿)

- ・地域の担い手の負担軽減(発信側)

少子高齢化による地域の担い手が深刻化。役員は配りものを各戸配布、会議の開催も負担が大きい。

- ・ 回覧板を電子化や限定配信機能による役員だけへの会議通知の送付、過去のデータを見返すことができることで、引継ぎの簡略、負担軽減につなげる

- ・最新情報の受信と過去の閲覧(受信者)

紙の回覧板や配布物は情報の鮮度が低い、回覧してもみなすことが容易でない

- ・ 自分の属性に応じた情報がプッシュ配信され、デジタル上で見返すことが出来る状況が作られる。

(実証事件から出た意見)

- ・紙の回覧板をなくすことは不可能。両方運用は負担が増えるため、役員だけの限定配信やデータの保管として使えたら
- ・役員が 1 年で交代するので、覚えるころには退任してしまう。という課題もある
- ・連絡手段としての定着させるために引き続き協議を実施し、地域コミュニティ機能を導入している自治体の事例も勉強し推進していく

② 子育て支援体制強化事業

(両事業は総務省のスマートシティ推進事業の補助事業、1/2 の国庫支出金補助あり)

- ・オンライン小児かかりつけ医体制の構築

- ・電子母子健康手帳アプリの機能確保に向けた整備事業(母子手帳アプリ母子モ運用)

(茅野市の課題)

- ・市内小児科が2院、小児夜間急病センターの閉鎖、医療施設の偏在による移動・物流コストの高さ
- ・ 夜間・休日医療対応の体制整備が急務

(茅野市の強み)

- ・デジタル田園健康特区(実証調査事業)小児のオンラインアプリを実証していた。
- ・データ連携基盤(都市 OS)を導入済み
- ・ オンラインアプリの導入により医療さ横断体制の構築による保護者の不安解消
病状や、発熱時にオンラインアプリを使用してチャットで専門医と相談することができる(医師の負担軽減にもつながる)

(5) 所感

公共交通施策を単体の課題として捉えておらず、観光、教育、福祉など様々な分野にうまく関わられるよう捉えていました。茅野市の公共交通は「いつでも、いきたいときに、行きたい場所へ、しかも適切な金額で」を目指す姿としており、デマンド交通のみではなく、通勤・通学バスと併用しながら運行をしており、住民の幅広い移動手段のツールとなっている。

今後は、「のらざあ」の対象範囲を広げ、茅野市全体の交通手段が市民のニーズに対応できるように、効率的な運航に向けこれからも精度を高めるとのことです。

AIの進歩がみられるような素晴らしい取組みでした。愛西市に引き寄せて考えると、愛西市は巡回バスのみで運用でデマンド交通等の検証にも至っていない。ただ、今後の地域交通の在り方を考えると、空に近い状態で走っている車より、必要な人のニーズに応えられる「AI バス停」は課題として検討が必要なものであることは確かだと思います。さまざまな世代の公共交通に対するニーズにこたえていくためにも、これからの公共交通の見直しは喫緊の課題です。行政、民間、市民と課題解決のため、協力しあっていくことが安心安全なまちづくりにつながると思います。

愛西市と茅野市はDXについては、各段の差があると感じました。

国の構造改革特区に指定されるだけあって、地域の課題を的確にとらえ、その課題を解決するためにDXや規制改革を上手に組み合わせて提案されていました。特に、子育て相談アプリ(母子手帳アプリ母子モ)による、小児の夜間・休日の医療相談体制は愛西市においても子育て世代の相談窓口の拡充には安心して子育てができるまちづくりをしていくには必要なツールと考える。